

細川地区 市政懇談会資料

令和元年11月15日

市政懇談会出席者一覧

役 職	氏 名
市 長	なか た がず ひこ 仲 田 一 彦
副 市 長	おお にし ひろ し 大 西 浩 志
副 市 長	ごう だ ひとし 合 田 仁
教 育 長	にし もと のり ひこ 西 本 則 彦
総合政策部長	やま もと よし ふみ 山 本 佳 史
総務部長	いし だ ひろし 石 田 寛
市民生活部長	ほり うち もと よ 堀 内 基 代
健康福祉部長	いわ さき くに ひこ 岩 崎 国 彦
産業振興部長	よし おか まさ とし 吉 岡 雅 寿
都市整備部長	ます だ ひで なり 増 田 秀 成
上下水道部長	やす ふく あき ひろ 安 福 亮 博
議会事務局長	し みず さと し 清 水 悟 史
消 防 長	ふじ わら ひで ゆき 藤 原 秀 行
教育総務部長	いし だ ひで ゆき 石 田 英 之
教育振興部長	おく むら ひろ や 奥 村 浩 哉

地区からの意見・提言

細川地区

	意見・提言の内容	回答者
1	路線バスの運行について	都市整備部長
2	ケーブルテレビ事業者の支援について	総合政策部長
3	通学路の安全確保について	教育総務部長
4	幹線道路センターラインの変更	市民生活部長
5	農道の補修・管理について	産業振興部長
6	道路の拡幅について	都市整備部長
7	美囊川の洪水対策について	都市整備部長
8	高篠東川の岸壁をコンクリート護岸に改良	都市整備部長
9	交差点における歩道の格子柵の改良	都市整備部長
10	桃津橋の架け替えについて	都市整備部長
11	既存する自然財産の活用について	産業振興部長
12	多世代が住み続ける対策について	総合政策部長
13	老人クラブの会員確保	健康福祉部長

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	1	路線バスの運行について（区長協議会）
<p>(内容)</p> <p>①神姫バスの平井ルート延伸について 新しい時刻表は、朝夕の1日2便となっている。 この案では、高校生の通学や買い物に利用できないため、乗客増が見込めないと思います。</p> <p>②山陽病院までの運行ルートについて 昨年の意見交換会で提言しました山陽病院まで運行するルートの検討状況をお教えてください。</p> <p>①②あわせて 延伸運行をしたというだけではなく、乗客増を目的とした運行計画を要望します。</p> <p>③地域ふれあいバスの運行範囲の拡大 以前からお願いしています。再度要望します。 市街地への運行の拡大を要望します。</p>		
回 答	(担当課) 都市整備部 交通政策課	
<p>① 「平井ぶどう園前・恵比須駅ルート」(56番系統)における平井ぶどう園前から細川町公民館までのこのたびの延伸については、新たな路線として運行するのではなく既存路線の延伸により運行するものであり、従来からの利用者にも配慮する必要があります。</p> <p>このたびの見直しにおいては、昼間時間帯よりも利用ニーズが比較的見込まれる朝と夕方の便をそれぞれ延伸し、令和元年10月からの1年間の社会実験として運行しているものです。</p> <p>具体的には、朝(8時16分)に細川町公民館から神戸電鉄恵比須駅に向かう1便及び夕方(17時15分)に恵比須駅から細川町公民館に向かう1便をそれぞれ延伸しております。</p> <p>これにより、午前中における市役所や恵比須駅方面への移動手段が増えることに加え、恵比須駅からの神戸電鉄利用が可能とな</p>		

るほか、それ以外にも、恵比須三宮快速線などとの接続により、神戸・大阪方面へのお出かけ、お帰りの際の移動手段の選択肢が広がったものと考えております。

このたびの延伸は、異なる交通事業者間（神姫バス株式会社及び神姫ゾーンバス株式会社）でのさまざまな協議・調整を経て実現したものであり、この社会実験による効果的な実証結果を得るため、市においても広報・周知をいたしますが、路線の運行が継続できるよう、まずは地域においても積極的な御利用をお願いいたします。

なお、高校生の通学には、従来から運行している吉川方面や大ニ谷方面からの路線バスを御利用くださるよう、併せてお願いいたします。

- ② 細川地区から三木山陽病院までの運行ルートについては、このたびの社会実験による利用状況を十分に見定めることはもちろんのこと、令和2年10月に向けた北播磨総合医療センター方面行きバスの見直しの際に、運行の可否も含め、併せて検討することとしております。

- ③ 市の将来にわたる公共交通の維持・存続及び市全体の交通網（ネットワーク）の形成に当たっては、鉄道（神戸電鉄粟生線）や路線バス、地域ふれあいバス等がそれぞれ有する移動手段の役割を果たすことが重要と考えます。

地域ふれあいバスについては、地元運行団体（細川ふれあいバス）の御協力を得て、主に地域の拠点である公民館や路線バスの最寄りのバス停までの身近な移動手段の確保を目的に運行しているものであり、公共交通空白地における路線バスの補完的な役割を果たしております。

このため、地域ふれあいバスの市街地への運行の拡大については、地域ふれあいバスそもそもの役割（範ちゅう）を超え、また、既存の路線バスの撤退にもつながりかねないものであり考えておりませんので、御理解ください。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	2	ケーブルテレビ事業者の支援について (上芝原)
<p>(内容)</p> <p>災害など事前準備や緊急を要する情報等の取得に関し、ラジオは受信困難な地域があり、携帯電話やスマートフォンは高齢者にとって扱いにくいものです。</p> <p>対してテレビは従来から馴染んできたので、受け入れやすいものです。</p> <p>また、テレビは娯楽など、特に高齢世帯にとって欠かせないものとなっています。</p> <p>細川テレビ組合(381戸)、中里・瑞穂テレビ組合(134戸)の施設(同軸ケーブル等)が老朽化し施設の更新、または民間事業者の光ケーブルへの移行を検討しています。</p> <p>国に国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する支援として、総務省の「ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業」という補助金があります。</p> <p>細川町内の2つのテレビ組合(計515戸)、あるいは口吉川地区のテレビ組合(約500戸)を加えた3つが、この補助メニューを活用できるか、ご教授願います。</p> <p>この補助金が活用できない場合、テレビ組合に対する市の補助金制度を創設していただくようお願いします。</p>		
回 答	(担当課) 総合政策部 法務情報課	
<p>お尋ねの1点目、総務省所管の「ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業」につきましては、市町村又は第三セクター自らが主体となってケーブルテレビ事業を行っている場合を対象としており、地域住民で構成する受信組合は補助の対象とはなっておりません。この点については、総務省近畿総合通信局の担当者にも確認しております。</p> <p>次に2点目の市の補助金制度の創設についてでございます。三木市に限らず施設を整備してから相当の年数が経過し、更新費用の捻出に苦心している受信組合は、全国的にも多いと聞いております。</p>		

ご指摘の通り、災害時などにおいてテレビは市民の皆様にとって重要なお知らせを伝達する非常に有効な手段となります。実際、テレビ放送の視聴が困難な地域の解消を図るため、受信組合を結成し共聴設備を新たに設置する際には、兵庫県は補助金を支出しており、三木市もそれに随伴して補助金を支出しておりました。

しかしながら、現在は県の補助制度も終了し、また、民間事業者による光ケーブル等による放送エリアの拡大など、難視聴地域の解消という当初の目的は達成された状況にあります。そのような中、施設の更新に市が補助金を支出するというのは、当初の難視聴地域の解消とは目的が異なることになり、すでにテレビの視聴が可能であるにもかかわらず、組合員の方のみが利益を享受することになりますので、公益性が認められるとは言い難く、他の市民の理解も得られないのではと考えます。

ただ、国の方でも設備の更新費用の問題が全国の受信組合で発生していることは把握していると聞いておりますので、今後は国の動向を注視し情報収集に努めます。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	3	通学路の安全確保と県道の草刈について (金屋)
<p>(内容)</p> <p>①星陽中・豊地小保護者からの意見です。 多くの車が、豊地交差点から学校方面に、スピードを出して走ります。このため、生徒が、学校西側の信号を横断中に、何度も危険な目にあいました。この対策として、グリーンゾーン・児童生徒横断注意の標識の設置などを、お願いします。</p> <p>② 別添図面①の箇所は、北側の県道に歩道が無いため、小中学生、高校生が通行しています。南側に山があるため、晩秋から春にかけては、早い時間から暗くなり、防犯・通行に安全ではありません。 当該箇所は、大柿自治会と細川中上自治会の境界になっていますので、市が防犯灯を設置していただきますようお願いいたします。</p> <p>③ さる7月、県道の路肩の草刈りをしていただき、ありがとうございます。 雑草は、6月中旬以降になると成長し、草刈りをしていただいた後、9月になればまた成長します。雑草が、路肩や歩道と車道との間に繁茂すると、自転車や車の通行に大変危険です。 県道の雑草の処理(草刈等)を、年に1回ではなく、数回実施していただきますようお願いいたします。</p>		
回 答	<p>(担当課) 教育総務部 教育施設課 市民生活部 生活環境課 都市整備部 道路河川課</p>	
<p>① 道路管理者である県加東土木事務所に問い合わせたところ、「当該道路については、押しボタン式信号が設置されており、信号手前には、「文」マークを路面に表示し、運転者への注意喚起を行っているため、グリーンゾーン等の整備の計画はありませんが、速度抑制対策として他にどのような方法があるか市と相談していきたい。」との回答がありました。 市としましては、引き続き県へ要望、協議していくとともに、児童生徒横断注意の標識(啓発物)の設置についても、状況を</p>		

調査しながら検討してまいります。

なお、スピードを出す車が多いとのことですので、三木警察署に状況を報告し、事実調査と必要な対応を講じていただくよう依頼しました。

- ② ご要望の箇所について、解体業者から西側の箇所は、市が防犯灯 2 灯を設置します。東側については住居があることから、通常の自治会内の防犯灯として、三木市防犯灯設置及び維持管理要綱に基づき設置申請していただくようお願いいたします。
- ③ 県管理道路の道路脇及び植樹帯の低木の剪定、草刈りについては、予算の制約等があることから、年 1 回を基本としており、年間を通じて順次作業を行っているのご理解をお願いしたい旨伺っております。ただし、通学路等で緊急性の高い箇所の草刈りについては、現地確認のうえ調整したいとのことですので、道路河川課もしくは用地管理課にご連絡をお願いいたします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	4	幹線道路センターラインの変更（増田）
<p>（内容）</p> <p>県道楠原三木線の豊地交差点から谷口交差点間は、白の破線となっています。</p> <p>このため、車両がこの区間で追い越しし、大変危険です。</p> <p>住民の全体意見として、制限速度40km/hを維持したまま、追い越しのため右側部分へはみ出しのできない黄色の実線の中央線の設置を、警察に要望していただくようお願いします。</p>		
回 答	（担当課）市民生活部 生活環境課	
<p>ご意見にある道路区間における追い越しのため右側部分へはみ出し禁止について、市から三木警察署に要望いたします。しかし、三木警察署からは、交通規制基準に適合されるかどうかの判断が行われるため必ず規制が実施されるものではないと聞いております。</p> <p>結果については報告いたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	5	農道の補修・管理について（大二谷）
<p>(内容)</p> <p>アスファルト舗装された農道が、経年劣化で損傷が目立ってきております。</p> <p>また、農道には側溝がありません。</p> <p>農道の補修等に対しては、多面的機能支払交付金制度の活用を考えています。</p> <p>しかし、補修や整備の規模が大きく、この交付金だけでは全てが完了するには数年以上かかります。</p> <p>市費で農道のアスファルト舗装補修と側溝の整備をお願いします。</p> <p>市道・生活道については、自治会から補修の要望を行い、市費で補修していただいているのが現状です。</p> <p>今後、大二谷地区内だけでなく、市内すべての市道・生活道路・農道は、老朽化して補修が必要になると考えます。</p> <p>市は、市道・生活道路・農道を区別することなく、計画的に補修するように考えていただきたい。</p>		
回 答	<p>(担当課) 産業振興部 農業振興課 都市整備部 道路河川課</p>	
<p>市道・生活道路・農道について、整理しますと、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市道は、市で位置付けし整備・維持管理をしています。路線については用地管理課または道路河川課にお問い合わせください。 ●生活道路は、(市道・農道に該当しない道路で)「家屋が2件までの道路」・「神社・墓地・公園などに通じる道路」・「地域間の連絡道路」などに該当する道路で、地域で維持管理をお願いするものです。 ●農道は、農業の振興を図る地域において受益地を有し、農業利用を主目的に整備された道路です。維持管理については、地域でお願いしています。 <p>大二谷地区の農道については、国営ほ場整備事業において整備された道路がこれにあたります。</p>		

次に、それぞれの道路の補修等について整理しますと、

●農道の補修に関しては、適切な補助事業が無いため、多面的機能支払交付金事業の活用をお願いしているところです。

なお、そのうえで不足が生じる場合は、事業費の約4割を補助する市単独の補助事業（令和元年9月に土地改良推進委員を通して要望量調査をしましたが、現在のところ無しで回答いただいている）や、碎石等の資材の支給などの活用もしていただければと思います。

●市道については、市で維持管理する道路で、老朽化に対する修繕等が必要であることは認識しており、要望書を頂いた箇所等については現地確認したうえで対応等の検討をしています。

●生活道路については、地域で維持管理（日常管理）していただく道路です。地域で対応困難な補修等については、道路河川課・用地管理課に相談いただければ、市で対応を検討していきます。

道路の管理については、利用状況や利用者、交通量等により道路の性質上管理者が異なっており、更新についてもその管理者が状況等を勘案しながら進めることをご理解くださいますようお願いいたします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	6	県道の拡幅について（金屋）
<p>(内容)</p> <p>① 県道神戸加東線の三木東 I C 交差点から谷口交差点間の道路について 車道幅員に関して、細川町の区間は、志染町の区間より狭い。 また、歩道に関して、細川町の区間は、片側で幅員が狭い。 志染町の区間は、両側で幅員が広い。 細川町の区間を、志染町の区間と同様となる整備をお願いします。</p> <p>② ネスタリゾート神戸入口から谷口交差点の一部区間において、竹林が道路に覆いかぶさり危険です。伐採をお願いします。</p>		
回答	(担当課) 都市整備部 道路河川課	
<p>① 県加東土木事務所から、 「県道神戸加東線の三木東 I C 交差点から谷口交差点間の道路について、三木東 I C 交差点からネスタリゾートまでの県道については、バイパス区間の整備工事を進める中で、当時の整備基準や道路の利用状況等も勘案し両側歩道として整備しています。 県道神戸加東線のネスタリゾートから谷口交差点間の整備について事業予定はありません。三木市内の道路の整備については、今後においても、豊地橋の架け替え工事や志染バイパス・三木宍粟バイパスなどの工事を進めたいと考えています。」とのことでした。 三木市としても、現在県で進めている事業に注力をしていただきたいと考えており、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>② 道路に竹が覆いかぶさっている箇所については、県から「現地確認し地権者に伐採をお願いしていく。」と伺っております。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	7	美囊川の洪水対策について（高篠）
<p>（内容）</p> <p>昨年度要望しました河川の洪水対策としての竹林の伐採を、数か所計画していただき、ありがとうございます。</p> <p>高篠橋上流側にある岩塊の撤去と、その上下流の土砂の浚渫、高篠東川下流の岩塊の撤去をお願いします。</p>		
回 答	（担当課）都市整備部 道路河川課	
<p>河川内の土砂堆積及び雑草について、県加東土木事務所に確認したところ、「当該箇所は岩塊・土砂撤去について、現地確認の結果、当該箇所は河川断面が広く岩塊の流水阻害は少ないと考えています。土砂等についても同様です。経過観察をしながら対応を検討していきたい。美囊川については、昨年度に細川地域から要望のあった河道内の竹木の伐採を進めたいと考えていますのでご理解とご協力をお願いします。」とのことです。</p> <p>市としても、洪水時は河川水位が非常にあがる区域であると認識しており、適宜現場確認していきます。地域でも現場確認をしていただき、状況の変化等がありましたら、道路河川課・用地管理課までご連絡ください。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	8	高篠東川の護岸をコンクリートに改良 (高篠)
(内容)		
<p>この川の護岸は、大雨のたびに侵食され、その崩壊が進み、堤防上の里道の通行が危険な状態になっています。</p> <p>コンクリートによる護岸の整備をお願いします。</p>		
回 答	(担当課) 都市整備部 道路河川課	
<p>市の管理する普通河川については、延長も長いことから地元の協力も得ながら維持管理をしているところです。</p> <p>護岸の崩れた箇所については、災害復旧などの対応をとっていますが、護岸の整備は行っておりません。</p> <p>現地確認の上、ひどい箇所については修繕を検討してまいります。当該箇所については、経過観察をしてまいりたいと考えますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	9	交差点における歩道の格子柵の改良（高籬）
<p>(内容)</p> <p>普通自動車を運転し、市道から、歩道に縦格子の転落防止柵が設置された県道に、進入することです。</p> <p>安全確認のため一旦停止をした時、柵の縦格子により、左右確認の視界が遮られ、交通の往来状況が確認できないため、自転車と衝突しそうになる等“ヒヤリ”とする危険な所が、数か所あります。</p> <p>交通の往来を見通せる柵への付け替えを、お願いします。</p>		
回 答	(担当課) 都市整備部 道路河川課	
<p>加東土木事務所（県）に確認したところ、「現在、転落防止柵・横断防止策の整備ができていない区間の整備を進めています。このため、ご要望については、今すぐの対応は困難と考えます。今後については、三木市内の県道全体の整備の中で検討していきます。」とのことです。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	10	桃津橋の架け替えについて（高篠）
<p>(内容)</p> <p>桃津橋の架け替えについてお願いします。</p> <p>(道路・橋の拡幅も含めた要望)</p>		
回答	(担当課) 都市整備部 道路河川課	
<p>市内の橋梁については、平成26年度から5年毎に詳細な点検を実施し、その結果に基づき橋梁長寿命化計画（修繕計画）を策定しています。その計画で「次回点検までに措置を講ずべき橋梁」・「予防的に修繕が必要な橋梁」などの整理をしながら、市内で傷んだ橋の修繕を進めているところです。</p> <p>このため、架替えでなく修繕（補修）対応で橋梁の長寿命化を進めたいと考えており、桃津橋も同様に修繕の方向で進めていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>桃津橋を含めた道路の拡幅については、一定基準の整備が可能かなどについて地域と相談しながら検討していきたいと考えます。橋梁部分の拡幅については、橋の修繕設計を進める中で、構造的な可否等も含めた検討をしていきます。</p> <p>なお、桃津橋については、平成27年度の点検結果から「予防的に修繕が必要な橋」となっています。</p> <p>来年度に次の点検時期が来るため、点検及び修繕の設計も進めたいと考えています。</p> <p>令和3年度に修繕工事を実施予定ですので、ご協力いただきますようお願いいたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	1 1	既存する自然財産の活用について（鍛冶）
<p>（内容）</p> <p>細川町内に限らず市内には、桜の木、川の流れ、滝等、豊かな自然が数多くあります。</p> <p>ボランティアだけでは、この豊かな自然を守りきれないと思います。</p> <p>これらを守り、後世に繋ぐ方策を行政と市民と企業で検討できればいいと考えます。</p> <p>例えば、三者が連携し、「三木の自然五十選」、「三木の美しい風景百選」を作成し。これらを活用して、市民に自然保護意識の醸成を図るとともに、観光資源として市外に発信することを提言します。</p>		
回 答	（担当課）産業振興部 観光振興課	
<p>三木市は、都市部に近く自然豊かな地域であり、黒滝をはじめ、季節によっては、桜、ホタル、紅葉など、三木の自然が織りなす風景や動植物を見に訪れる方も多いと思われます。</p> <p>また、この自然を美しく維持するには、適正な管理がなされているからであり、そのための除草作業などは地域の方々やボランティアの方々のご尽力によるものであることから、人口減少、高齢化が進む中で、今後どのように自然財産を保護していくかについては大きな課題であると認識しています。</p> <p>ご提言の「三木の自然五十選」等の作成についても、各地域の魅力を後世に残すための手段として有効と考えられますので、今後、具体的な案、進め方等をお聞かせ願います。</p> <p>なお、観光資源としての活用については、すでに一部はパンフレット等でPRしておりますが、多数の人々が訪れることで、景観が損なわれてしまうことも考えられますので、慎重に取り組んでまいります。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	1 2	多世代が住み続ける対策について (区長協議会)
<p>(内容)</p> <p>細川町の高齢化率が、H21.3月末30%から令和元年は40%になった。</p> <p>若者世帯が少なくなっている。</p> <p>公民館の利用者をみると、60代以上の高齢者が多く、30～50代の利用が少なく、若い人の利用が非常に少ない。</p> <p>現在、市は、総合計画を策定しておられる。その中に、若者が定住するための施策が種々あります。</p> <p>しかし、過疎化が著しい細川・口吉川地区等において、具体的な過疎化対策が記載されていないと思います。</p> <p>多世代が住み続けるには、交通、買い物、医療等、利便性を高めるものが必要であり、何か対策が無ければ、一層過疎化が進んでいくと考えます。</p> <p>市は、30年後の細川・口吉川地区等の農村地域の姿をどのように想定し、具体的な施策を考えておられるなら、お教えてください。</p>		
回 答	(担当課) 総合政策部 企画政策課	
<p>これから本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎えるに当たり、市としては、人口が減少することを前提としたまちづくりを考えるとともに、人口が減らない対策についても考えていく必要があると考えています。</p> <p>人口が減らない対策としては、子育てに対する充実した施策展開や産業団地の開発などにより雇用の場を確保すること、地域に残った空き家の利活用などを市全体の施策として考えていく必要があります。</p> <p>また、人口が減少することを前提としたまちづくりについては、総合計画策定のために開催した三木みらい会議や、総合計画素案概要版の説明会のなかで、地域の思いやさまざまな課題をお聞きしてまいりました。人口減少に対する課題は地域によって異なります。人口密集地については、まちの空洞化に伴う老朽化対策が必要ですし、細川町や口吉川町のような農村地域については、意見・</p>		

提言でいただいているように交通、買い物、医療機関、利便性など過疎化に対応したまちづくりを進めなければなりません。それらの地域課題については、総合計画の基本計画にも記載している「地域の思いを形にするプロジェクト」により、市民と行政とが知恵を出し合いながら、協働して課題解決をしていく方法を考えています。具体的には、地域ふれあいバスやデマンド型交通により電車や幹線バスまでをつなぎ、高齢者等の移動手段を確保することや、既存の公共施設を地域の活性化目的で複合化、転用をしたり、あるいは民間活力を利用することで、地域のニーズに合った新たな視点での活性方法を検討するなど、地域の明るい未来のための方策を地域の皆さまとともに考えてまいります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	13-①	老人クラブの会員確保について (区長協議会)
(内容)		
<p>① 細川町の高齢化率が、市内で一番高くなりました。 しかし、老人クラブ数及びクラブ会員は年々減少しています。 そこで、他地区のクラブの会員確保するための取り組み状況と、 クラブ会員数の推移状況について、教えてください。</p>		
回答	(担当課) 健康福祉部 福祉課	
<p>1 老人クラブ数及びクラブ会員数については、三木市全体では平成27年度には105クラブ、6,128名でしたが、今年度は95クラブ、5,396名となっており、10クラブ、732名、減少しています。</p> <p>また、市内10地区の状況については、クラブ数は6地区が横ばい、4地区が減少しています。このうち、志染と緑が丘の両地区については、クラブ数は横ばいで、会員数は増加しています。</p> <p>2 会員の確保については、</p> <p>①補助金交付申請書等の作成を会員で分担し、役員負担を軽減する。</p> <p>②クラブに加入できる年齢になられた方に対して、自治会を通じて全員加入を呼びかける。</p> <p>③クラブの中の一部の方が集まってカラオケやシャフルボードといったサークルを作り、様々な趣味に応じた活動ができるようにする。</p> <p>④老人クラブの活動が知られていないため、自治会の広報誌にクラブの活動にかかる写真を掲載してもらい、地区内全戸に配布する。</p> <p>といった取り組みを行うことで、会員の増加につながったクラブもあると聞いております。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	細川地区	
意見・提言	13-②	老人クラブの会員確保について (区長協議会)
<p>(内容)</p> <p>② 細川町内には、各自治会に老人クラブがあります。しかし、市への登録はしない、上位団体へ加入するのは嫌という地区があります。その理由は、書類の提出が面倒、補助金の交付基準が高いこと等です。</p> <p>老人クラブを存続するために、提出書類の簡素化と補助金交付基準の緩和をお願いします。</p>		
回 答	(担当課) 健康福祉部 福祉課	
<p>1 現在、三木市においては、市内で活動する老人クラブに対し、「三木市老人クラブ社会活動促進事業補助事業」を実施しており、各クラブの活動経費の一部を助成しています。</p> <p>この事業の交付基準として、各クラブの会員数があり、県は30人以上であることを補助の要件としています。</p> <p>2 しかしながら、各地域の実情を考慮すると、30人の会員数の確保が難しい地域もあると考えられることから、市独自で25人～29人、20人～24人の基準も定め、会員数が少ないクラブに対しても上乘せして補助しているところです。</p> <p>3 また、補助金交付申請書等の様式については、これまでから記載箇所(活動場所、会費徴収方法等)を省略するなど、簡素化を進めてまいりました。補助金の適正な執行について確認を行う必要があることから、現行の内容は必要であると考えています。</p> <p>4 一方で、書類の作成が難しいとのご意見もいただいておりますので、様式作成の支援のため、老人クラブ連合会の役員会や各地区老人クラブへ出向くなど、出張相談を引き続き実施し、より丁寧な説明を行ってまいります。ご不明な点等があればご相談をいただきますようお願いします。</p> <p>5 市としては、今後も活気ある老人クラブの活動を推進すべく、</p>		

老人クラブ連合会との協議を継続し、会員数の増加に向けた各地区の取組みを支援していきたいと考えていますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

<メ モ>

A series of horizontal dotted lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

